

岩手県医療局管理規程第15号

病院長会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月1日

岩手県医療局長 田村均次

病院長会議規程の一部を改正する規程

病院長会議規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第2条 会議は、次の各号に区分するものとし、当該各号に定める月に招集する。ただし、医療局長（以下「局長」という。）が必要と認めるときは、月を繰り上げ、又は繰り下げて招集する。</p> <p>(1) 全病院長会議 <u>4月及び9月</u></p> <p>(2) 代表病院長会議 <u>2月、4月、6月、9月及び12月</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 全病院長会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県立病院等事業運営の<u>基本計画案作成のための資料</u>に関すること。</p> <p><u>2 代表病院長会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 管理規程等の制定、改廃に関すること。</u></p> <p><u>(2) 予算及び決算に関すること。</u></p> <p><u>(3) 業務の合理化及び能率化に関すること。</u></p> <p><u>(4) 看護、給食その他患者サービスに関すること。</u></p> <p><u>(5) 人事管理の基本方針に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(7) 労働組合等との労働協約等に関すること。</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第2条 会議は、次の各号に区分するものとし、当該各号に定める月に招集する。ただし、医療局長（以下「局長」という。）が必要と認めるときは、月を繰り上げ、又は繰り下げて招集する。</p> <p>(1) 全病院長会議 <u>3月、5月、8月及び11月</u></p> <p>(2) 代表病院長会議 2月</p> <p>2 [略]</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 全病院長会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県立病院等事業運営の<u>基本計画</u>に関すること。</p> <p><u>(3) 管理規程等の制定又は重要な改廃に関すること。</u></p> <p><u>(4) 予算及び決算に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、病院事業の運営に係る重要な事項に関すること。</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる事項のうち局長が必要と認める事項については、あらかじめ、代表病院長会議において協議するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。